

静岡県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第52号

静岡県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

静岡県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年静岡県条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(扶養手当)</p> <p><b>第6条</b> 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>(扶養手当)</p> <p><b>第6条</b> 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。<u>ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、職務の級が職員の給与に関する条例（昭和28年静岡県条例第31号）第4条第1項第1号に掲げる行政職給料表の9級以上に相当するものとして管理者が定める職員に対しては、支給しない。</u></p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(3) <u>満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間は、この条例による改正後の静岡県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条第1項ただし書の規定は、適用しない。